

2020年度 登 録 に つ い て

釧路アイスホッケー連盟

- 1・登録は、団体登録・会員登録の2本立てとし、毎年更新するものとする。
※会員は選手会員と登記会員(スタッフ)に分けられる。
- 2・登録は、会員自身の意思を尊重することを第一とする。(年度途中、他チームへの移籍はできない)
※今回登録した選手については1年間そのチームでプレーする。
- 3・会員が所属する加入団体は、いかなる場合も1つに限られる。但し、2～7種の団体で専任の監督・コーチ等の役員をおけない場合、あるいは当連盟加入の他団体の専任役員(部長・監督・コーチ・マネージャー)と認められる場合の例外は認める。
※会社派遣等で他県から国体出場を予定している方は、当連盟での登録は一切認められませんのでご注意ください。
- 4・当連盟の第1種登録者について、2002(平成14)年4月1日以前に生まれた者とする。但し、職場チームの場合に限り、同一職場に勤務の2005(平成17)年4月1日以前に生まれた者の登録を認め、登録時に職場の総務担当責任者またはチーム部長の念書を添付するものとし、添付のない場合は登録を受け付けない。
- 5・第1種登録のチームは、最低11名の登録者を必要とする。
- 6・第7種登録選手は中学生以上とし、中学・高校在学者については別紙様式の保護者の同意書を登録と同時に提出するものとする。
- 7・追加登録の効力
所属団体から日ア連への登録手続きが完了した日から10日後に効力を発するので、充分余裕をもって手続きをして下さい。
尚、第1種会員(全道・全国大会参加団体を除く)の追加登録は、期間を区切って一括実施し、それ以外は原則として認めない。
- 8・所属団体の変更
転校、転居、転職、転勤等止むを得ない理由によるもので、その他特別な理由がある時は、全所属団体の承諾を得なければならぬ。
上記手続きは必ず遅滞なく履行し、児童生徒の市内学校間の転入出であっても同様とする。
- 9・第5種及び第6種登録の小学校・中学校で、他校在籍の児童生徒が登録する時は、必ず在籍学校長並びに登録学校長の承認を得るものとする。
- 10・障害保険加入について
登録料並びに各大会参加料には障害保険料は含まれておりません。各加盟団体は必要と認められる場合、団体個々で自主加入して下さい。
※柳町スピードスケート場スポーツ課1階ロビー及び銀行窓口に「スポーツ安全保険(大人1人年間掛け金1,850円)加入案内書」が備えてあります。参考にして下さい。
- 11・提出上の留意点
 - 1)各団体は必ず控えを保管して下さい。(連盟事務局でのコピーサービスは行いません。)
 - 2)年度途中で連絡先又は代表者の変更があった場合、直ちに連盟事務局へご連絡下さい。
 - 3)不明な点は、登録受付の前に事務局までお問い合わせ下さい。